

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	特定目的会社に係る課税の特例	
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	法人税、法人住民税、事業税
		② 上記以外の税目	—
3	内容	《制度の概要》 資産の流動化に関する法律第2条第3項に規定する特定目的会社のうち一定の要件を満たすものが支払う利益の配当の額については損金の額に算入することが認められる等の措置。	
		《関係条項》 租税特別措置法第67条の14	
4	担当部局	金融庁総合政策局総合政策課	
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和2年9月 分析対象期間: 平成28年4月～平成31年3月	
6	創設年度及び改正経緯	平成10年のSPC法等改正法に伴い、創設された。 平成20年度改正で機関投資家要件の拡充等が行われた。 平成21年度改正で90%超配当支払要件等の拡充が行われた。 平成22年度および平成23年度改正で国内50%超要集要件等の見直しが行われた。	
7	適用期間	恒久措置	
8	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 不動産証券化市場を活性化し、当該市場の健全な発展を図ることにより、我が国金融・資本市場の競争力を強化すること。
			《政策目的の根拠》 ○ 成長戦略フォローアップ(令和2年7月17日閣議決定)(抜粋) 国内外から中長期的かつ安定的な投資を呼び込むため、法人による投資的な不動産取引の動きを可視化し、不動産市場の透明性向上・活性化に資する法人取引量指数(仮称)の2021年度中の公表に向けて検討するほか、ESG投資の促進に向けTCFD(気候変動関連財務情報開示タスクフォース)に係るガイダンスを2020年度中に策定する。 ○ 経済財政運営と改革の基本方針2015(平成27年6月30日閣議決定)(抜粋) 「大規模な災害等への備えとしての官民境界を含めた地籍整備等の推進や地価公示の充実、不動産証券化手法の活用により、土地取引、民間開発事業の円滑な推進を図る。」 ○ 「日本再興戦略」改訂2015(平成27年6月30日閣議決定)(抜

			<p>粹) 「不動産投資市場の商品・資金供給の担い手の多数化を図り、不動産投資市場の持続的な成長を実現するため、成長目標とその達成に向けた政策を取りまとめる。」</p> <p>○ 資産の流動化に関する法律(平成十年六月十五日法律第百五号) (第1条) この法律は、特定目的会社又は特定目的信託を用いて資産の流動化を行う制度を確立し、これらを用いた資産の流動化が適正に行われることを確保するとともに、資産の流動化の一環として発行される各種の証券の購入者等の保護を図ることにより、一般投資者による投資を容易にし、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	Ⅲ-3 市場の機能強化、インフラの構築、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備
		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 不動産証券化市場を活性化し、当該市場の健全な発展を図ることにより、我が国金融・資本市場の競争力を強化すること。</p> <p>(測定指標) 特定目的会社の登録・届出件数</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 不動産証券化市場の活性化にあたっては、特定目的会社における税務上の導管性を確保する等の措置をすることが不可欠である。</p>
9	有効性等	① 適用数	<p>平成 28 年度: 473 件 平成 29 年度: 497 件 平成 30 年度: 474 件 ※「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より記載。</p>
		② 適用額	<p>平成 28 年度: 428,964 百万円 平成 29 年度: 674,952 百万円 平成 30 年度: 565,431 百万円 ※「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より記載。</p>
		③ 減収額	—

		④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 不動産証券化市場が成長・活性化している。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 特定目的会社に係る課税の特例がない場合、特定目的会社を用いた不動産証券化市場が存在しなかったと考えられることから、租税特別措置による効果が現れている。</p>
		⑤ 租税減を是認する理由等	特定目的会社は、投資ファンドの一つであり、ファンド税制として投資ファンド段階で課税せず、投資家段階でのみ課税することが合理的である。
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	ファンド税制として、投資ファンド段階で課税せず、投資家段階でのみ課税することを確保するものであり、税制でしか措置できないため。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の政策手段は無い。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	ファンド税制として、投資ファンド段階で課税せず、投資家段階でのみ課税することを確保する必要があるため、相当である。
11	有識者の見解		—
12	評価結果の反映の方向性		本措置は、不動産証券化市場の活性化に寄与しており、不動産証券化市場の活性化にあたって、特定目的会社における税務上の導管性を確保する等の措置をすることが不可欠であるため、引き続き、本租税特別措置を継続する。
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 27 年 8 月